

## 社会福祉学教育における「正義」の位相

志 水 幸\*

「合理主義は人類の結束を信じることに密接につながっている。非合理主義はいかなる整合性のルールにも縛られないので、友愛への信念を含め、どんな種類の信念とも組むことができる。しかし、この多種多様な信念と簡単に組めるという事実、特にエリートが存在し、人類が率いる者と率いられる者、生まれながらの主人と生まれながらの奴隷に分かれるというロマンティックな信念への支持と容易に結びつくという事実を見れば、非合理主義と批判的合理主義のどちらを選ぶかという問題に道徳的意味合いがあることは明白である。」

Popper, Sir Karl Raimund (1945) *The Open Society and Its Enemies Vol. II*  
: *The High Tide of Prophecy; Hegel, Marx and Aftermath*, pp.256-257.

抄 録：本稿では、社会福祉学教育における正義の位相について検討した。その結果は、以下のとおり約言される。

第1に、社会福祉学教育を規定する内的基準では、正義に係る教育の重要性が看取された。しかし、具体的な教科の内容を検討すれば、マクロ系・政策系科目では分配的正義が語られ、メゾおよびミクロ系・相談援助系科目では交換的正義が語られるという陥穽を確認した。

第2に、社会福祉学教育を大学4年間の教育課程全体として捉えた場合、正義に係る教育は人間形成および基礎学を担う教養教育と職業教育を含む専門教育の有機的連携・接合の中で展開されなければならない。その際の合意形成の方法として、ファカルティ・ディベロップメントのあり方について指摘した。

第3に、専門職制の確立は、分配的正義と交換的正義との統合・合流を意味する。そこでは、ソーシャルワーカーがアイデンティティの確立に向け、本来は異なる位相における規範を内面化・統合化することによる葛藤が懸念された。

第4に、臨床場面における正義をめぐる葛藤は、社会福祉本質論争が提起した課題にも通底する。そこで、この葛藤に対する一つの態度として、社会福祉とは何かを問い続けることの意義を確認した。

キーワード：ソーシャルワーク、社会福祉、正義

### 緒 言

社会福祉学教育は、これからの正義をどう語るべきなのか。これは、一つの難問である。しかしながら、その教育の前提において、IFSW (International Federation of Social Work, 以下、IFSW) の「ソーシャルワークの定義」を基盤(合意)とする限りは、この難問に対する一定の立場を明言すべきことは教員(研究者)としての使命である。

翻って、歴史研究<sup>1</sup>に鑑みれば、いわゆる社会福祉学教育は、自発的行為を源流とする「ソーシャルワーク」と、制度的再分配に端を発する「社会福祉」の位相を包摂するものである。したがって、当該教育における「正

<sup>1</sup> 例えば、岡村重夫は、理念型としての社会福祉の発展過程を、「自発的社会福祉」と「法律による社会福祉」とに分類している。本稿でいう「ソーシャルワーク」は「自発的社会福祉」に、「社会福祉」は「法律による社会福祉」に対応している。岡村重夫(1983)社会福祉原論. 全国社会福祉協議会. を参照されたい。

\* 医療福祉政策学講座

義」は、一般論的に言えば異なる文脈的規範を内包することになる。

そこで、本研究では、社会福祉学教育における原理教育の構想に資するべく、当該原理の整序と教育課程における位置づけについて検討する。

## I 研究の視点および方法

社会福祉学教育、とりわけ専門教育に係る教育課程編成の内的基準として、IASSW (International Association of Schools of Social Work. 以下、IASSW) およびIFSWによる「ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準」、(社)日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門教育委員会による「社会福祉専門職養成コア・カリキュラム」、通知「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」等がある。

さて、当該テーマの解明に当たって想定される課題は、以下の4点に集約される。第1に、先述の内的基準の中で、正義を含む価値や倫理等の原理的課題がどのように位置づけられているのかについて確認する。第2に、原理教育検討の射程を大学における社会福祉学教育に限定した場合、いわゆる教養教育と専門教育との接合のあり方に踏み込んだ議論が求められる。第3に、教育すべき原理の内実を問わねばならない。この点については、一方で哲学史における知見を援用しつつも、他方では社会福祉をどう捉えるのかに係る前提の構築が求められる。第4に、授業形態(講義・演習等)を含む具体的な教授法の開発に係る課題となろう。

本稿では、第1および第2のテーマについて中心的に議論しつつも、第3のテーマについても一定の立場を表明したい。なお、第4のテーマについての具体的検討は、今後の課題としたい。

## II 結 果

### 1. 正義に係る内的基準

(1) 「ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準」等 (IASSW・IFSW・日本社会福祉教育学校連盟2009)

ここでは、社会福祉学教育のあり方を規定する内的基準として、国際関係文書における正義の位置づけについて確認する。

2000年にIFSWにより採択されたソーシャルワークの定義では、「人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」と規定され、その解説では、価値の項目の中で、「人権と社会正義は、ソーシャルワークの活動に対し、これを動機づけ、正当化する根拠を与える」と位置づけられている。ここでいう社会正

義の内実とは、「ソーシャルワークの倫理 - 原理についての表明」によれば、「①不利な差別に立ち向かうこと、②多様性を認識すること、③資源を公正に分配すること、④不公正な方針や実践に対して立ち向かうこと、⑤団結して働くこと」になる。また、この点について、「ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準」では正義の実現を阻む不正義に着目し、コア・カリキュラム4.2.1に「ソーシャルワークに関する領域 - 社会構造上の欠陥、差別、抑圧、社会・政治・経済上の不正義がどのように世界レベルを含むすべてのレベルにおいて人間の機能と発達に対して影響を与えているかを批判的に理解できるようになるものでなければならない」と、また4.2.3ソーシャルワーク実践の方法に「不平等及び社会的・政治的・経済的不正義と闘うためにソーシャルワークの価値、倫理原理、知識及び技能を用いることができるようになるよう教授されなければならない」と規定されている。

### (2) 「社会福祉専門職養成教育コア・カリキュラム (VI群13項目)」

視点を国内の動向に転ずれば、教育に係る質保証を志向する上で、(社)日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門教育委員会(2010)によるコア・カリキュラムに係る議論に着目すべきである。

同委員会が2010年に公表したコア・カリキュラム第2案<sup>2</sup>によれば、正義に係る規定は「I群社会福祉専門職の基本に関わる実践能力 - 3. 社会正義に基づいて広範な視野を有する実践能力 - ①正義及び社会正義の概念把握、②正義の下位概念の把握：自由・平等等、③反正義状況の把握(世界の悲惨)として位置づけられている。以下の表は、正義に係る教育の目標値を示したものである。(表 コア・カリキュラムの目標値を参照)

### (3) 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」

内的基準の中でも極めて高い規律密度を有するものが、国家試験受験資格養成に係る教育である。ここでは、国家資格の中でもジェネラリスト・ソーシャルワーカーとして位置づけられる社会福祉士に限定し、その諸基準等について確認する。(社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会2009)

正義および価値・倫理に係る事項については、政策系科目である「現代社会と福祉」と相談援助系科目である

<sup>2</sup> 第2案とは、社会福祉学教育コア・カリキュラムと社会福祉専門職養成教育コア・カリキュラムを統合したものである。

表 コア・カリキュラムの目標値

| 群                             | 項目                                    | 細項目<br>(ブレイクダウン)        | 知識  | 実践   |
|-------------------------------|---------------------------------------|-------------------------|---|--|
| I群 社会福祉専門職の基<br>本に関わる実<br>践能力 | 省略                                    | 省略                      | 省略  | 省略   |
|                               | 3. 社会正義<br>に基づいて広<br>範な視野を有<br>する実践能力 | ①正義及び社会正義の概念把握          | 社会正義の概念について理解できる：人間らしく生きる基盤としての社会正義に関する理解 | ・社会正義の概念に関して理解し、説明ができる<br>・高齢者、障害者、子ども等に関する利益が社会でどのような扱いを受けるかは、その社会の正義を通して決定されていくことに関して、理解できる<br>・社会正義は、その社会の文化的特色、社会・経済的状況、国民気質等によって影響されることを理解できる |
|                               |                                       | ②正義の下位概念の把握：自由・平等に関する理解 | 正義の下位概念としての自由・平等に関する理解                    | 正義の下位概念としての自由・平等に関して理解できる  |
|                               |                                       | ③反正義状況の把握（世界の悲惨）        | 社会的不正義：反正義としての様ざまな状況に関する理解                | ・社会的不正義：反正義の概念に関して説明できる<br>・社会的不正義を構成する要素（社会・諸制度における差別、心の中の差別、等）に関して説明できる<br>・国際社会、日本の社会において生じる反正義状況に関して、例示しつつ説明できる                                |
| 省略                            | 省略                                    | 省略                      | 省略  |  |

[出典] (社)日本社会福祉教育学校連盟 社会福祉専門教育委員会編 (2010)：コア・カリキュラムに関する資料集、96 - 97頁を抜粋した。

[相談援助の基盤と専門職][相談援助実習指導][相談援助実習] の中で展開されている。

政策系科目である[現代社会と福祉]では、含まれるべき事項 - 福祉をめぐる理論と哲学が正義に関連すべき項目であると推測される。この項目は、想定される教育内容が例示されていない。そこで、この点に係る具体的な内容を各社のテキストにより参照してみる。A社では、「第3章福祉の思想と哲学」 - 第1節市場の論理と倫理（1市場的分配の論理の特性／2市場的分配の倫理／3市場の失敗と政府の失敗／4福祉政策の視野と論理）、第2節福祉の思想 - 「公共性」と「公共的相互性」（1福祉の思想の独自性と重要性／2市場と福祉の調和・綱引き）、第3節ロールズとセンに学ぶもの（1ロールズの正義論の射程／2センの潜在能力理論／3公共的推論による福祉の設計）として、分配的正義に係る議論に焦点がおかれている。また、B社では、「第2章福祉の原理をめぐる理論と哲学」 - 1福祉の原理と理論（A福祉の選別主義と普遍主義／Bナショナル・ミニマムと社会保障／福祉供給体制の多元化）、2福祉の原理と哲学（A福祉のこころ／B福祉思想の哲学／C福祉の倫理）として、従来型の理念が展開されている。さらに、C社では、「第2章福祉の原理をめぐる理論と哲学」 - 第6回福祉の原理をめぐる理論（1戦前の社会福祉研究とその到達点／2戦後の社会福祉研究の出發／3高度経済成長期以降の社会福祉理論研究／4低成長期の社会福祉理論研究）、第7回福祉の原理をめぐる哲学と倫理（1基本的人権観念と社会福祉／2ノーマライゼーションの登場と世界的浸透／3自立の思想 - 自己決定と社会参加／4社会福祉専門職としての「倫理」／5福祉の

「哲学」の確立に向けて）として、従来型の理論史および理念という展開である。

他方、[相談援助の基盤と専門職]では、含まれるべき事項 - ④相談援助の理念（人権尊重／社会正義／利用者本位／尊厳の保持／権利擁護／自立支援／社会的包摂／ノーマライゼーション）、⑦専門職倫理と倫理的ジレンマ（専門職倫理の概念／倫理綱領／倫理的ジレンマ）ということになる。この点に係る具体的な内容をA社のテキストにより参照すれば、「第5章相談援助の理念I」 - 第1節ソーシャルワーカーと価値（1価値とは／2個人の価値）、第2節ソーシャルワーク実践と価値（1ソーシャルワーク実践の判断と価値／2価値、理念と原則／3ソーシャルワーク専門職として身につける価値）、第3節ソーシャルワーク実践と権利擁護（1権利擁護が必要とされる背景／2深刻な人権侵害／3権利擁護の定義／4ソーシャルワークにおける権利擁護の種類／5権利擁護を行うシステム／6ソーシャルワーク実践としての権利擁護）、「第6章相談援助の理念II」 - 第1節クライアントの尊厳と自己決定（1自己決定／2自立支援／3エンパワメントとストレングス視点）、第2節ノーマライゼーションと社会的包摂（地域生活支援という視座／ノーマライゼーション／社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン））ということになる。また、[相談援助実習指導]では、ねらい - 「社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を修得する」ということになる。この点に係る具体的な内容をA社のテキストにより参照すれば、「第1部社会福祉士養成と相談援助実習第2章ソーシャルワーカーとしての社会福祉士第3節

ソーシャルワークの枠組みをとらえる」 - 1 座学・演習成果の統合、2 価値・倫理、3 知識と技術、4 自己の態度・姿勢。「第3部実習中の経験 第12章相談援助技術の理解と実習における実践 第6節社会福祉士としての職業倫理、施設・職員などに関する規定と責任の理解」 - 1 社会福祉士としての価値、2 社会福祉士としての倫理、3 個人情報保護ということになる。さらに、「相談援助実習」では、ねらい - 「社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を修得する」ということになる。

#### (4) 「社会福祉士の倫理綱領(2005年6月3日制定)」

最後に、社会福祉士の行動規範としての倫理綱領について確認する。倫理綱領では、正義に係る条項は、価値と原則：2(社会正義)差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す、として位置づけられている。この点について、(社)日本社会福祉士会(2009:39)の解説によれば、「社会福祉士がソーシャルワークを駆使して擁護する社会は、『社会正義』が保持された社会です。また、社会福祉士には、擁護すべき社会を構成するすべてに対して担うべき役割があります。とりわけ、人権擁護の観点から、差別・貧困・抑圧・排除・暴力・環境破壊など、人びとの日常が脅かされることがない社会の実現をめざします。このように、人びとの日常が脅かされることがない社会を『社会正義』が実現した社会であるという認識に立っています。社会福祉士には、『社会正義』が達成されるために、ソーシャルワークを駆使して、社会が不正義のない社会へと変革されることを促進するのです」<sup>3</sup>とされている。

#### (5) 小括

正義に係る記述は、国際関係文書、学校連盟によるコア・カリキュラムおよび社会福祉士養成教育関連文書等に散見され、社会福祉学教育にあって当該事項に係る原理教育の必要性が看取される。しかし、事はそう直截で

<sup>3</sup> なお、ここでいう「価値と原則」の関連事項については、(社)日本社会福祉士会による生涯研修制度用テキスト(同会編(2009)第2版新社会福祉援助の共通基盤上・下巻、中央法規。)の中で、領域「社会福祉士がとらえる権利擁護」として詳述されている。具体的には、第1節人権の歴史から学ぶこと、第2節法的側面からみた社会福祉における権利、第3節社会福祉の歴史における権利の考え方、第4節社会福祉士と権利擁護の視点、第5節契約下における援助のあり方、第6節社会福祉士の価値と倫理として展開されている。

はない。陥穽は、「現在社会と福祉」では主に分配的正義が語られ、その他の「相談援助系科目」では主に交換的正義が語られることにある。

## 2. 教養教育と専門教育との接合

社会福祉学教育をいわゆる専門教育のみならず、大学4年間の教育課程全体として捉えた場合、正義に係る教育は、教養教育と専門教育との有機的連携・接合により展開されなければならない。ここでは、社会福祉学教育における教養教育の意義および社会福祉学と諸科学との関連について概観する。

### (1) 社会福祉学・社会福祉学教育における教養の意義

わが国の社会福祉学教育研究の胎動期にあたり、三好豊太郎(1935:33)は、社会福祉教育の目的を普通人としての人格教育と職業人としての特殊教育であると規定している。また、戦後の大学における社会福祉学教育の初の基準となる大学基準協会(1947)「社会事業学部設立基準に関する決定事項」の施行上の注意では、「社会事業家の養成においては、高度の専門的知識と、科学的操作の技術及び方法に熟達させる事が大切であるのは、いうまでもないが、同時に元来、社会事業が複雑機微な人間の問題を取扱うものであるから、社会事業家にとっては豊かな、一般的教養と透徹した洞察とが同時に不可欠な要素となる。したがって特に社会事業学部においては、専門教育と相並んで一般的教養科目を重視しなければならない」<sup>4</sup>(傍点引用者)と指摘されている。さらに、1986年の社会福祉教育懇話会では、専門職制度の確立に向け「社会福祉専門従事者の教育および資格に関する提言」がまとめられた。京極高宣(1987:286)によれば、その中で社会福祉学は実践科学と位置づけられ、「人間の生活を全体的にとらえ、生活向上のための解決方法を体系化する社会福祉学には、それを深めるために関連諸科学の成果をふまえる教育課程が必要不可欠である」(傍点引用者)と指摘されている。

他方、理論史に鑑みれば、先行諸理論に共通する一つの特徴は、社会福祉学の定立にあたり諸科学との関連を重視した点にある。社会福祉学を嶋田啓一郎(1980:31)は「応用科学」、孝橋正一は(1969:233)「社会科学」、塚本哲(1972:218)は「支援科学」、京極高宣は(1995:11)「学際科学」と位置づけた。また、近年、日本学術会議・社会学委員会・社会福祉学分会(2008:5)の提言「近未来の社会福祉教育のあり方について -

<sup>4</sup> この箇所は、以下の労作より援用した。菊池正治、坂野貢(1980:212)日本近代社会事業教育史の研究、相川書房。

ソーシャルワーク専門職資格の再編にむけて」では、社会福祉士を基礎とする多様なソーシャルワーカーを養成すべく、「リベラル・アーツ（教養教育）としての基礎教育の見直しと、それらを社会福祉教育のなかに取り入れることの重要性を再認識すべきである」（括弧内著者）と指摘している。

（２）教養・教養教育の位相 - 有機的連携・接合のあり方  
福祉系４年生大学における専門職養成と、他のルートによる専門職養成の違いとは何であろうか。それは、指定科目をミニマム・スタンダードとして、その上に大学ごとの特色あるカリキュラム編成のもと、一貫教育として専門職養成を含む社会福祉学教育を行うことであろう。仮に、大学設置基準に準拠し、当該大学の卒業要件を124単位とした場合、社会福祉士のための養成であれば指定科目以外の単位数は61単位ということになる。その中に、多様な福祉系科目を配置することも魅力的ではあるが、大学本来の理念に鑑みれば教養教育の意義を疎かにすることはできない。

さて、日本学術会議・日本の展望委員会・知の創造分科会（2010a）「提言21世紀の教養と教養教育」では、新たな時代の教養教育を人間性や判断力の涵養を図る「共通基礎教養」、教養教育と専門教育とが重なり合う「専門基礎教養」、専門教育それ自体が教養教育の一翼を担う「専門教養教育」に分類している。

いうまでもなく、共通基礎教養は人間性や判断力の涵養を図る伝統的な教養教育の中核である。この領域は、教養教育担当者の独自性を発揮できる場であるが、限られた単位数の中で当該領域に期待される一定の広がりや総合性を担保するため、当該科目における核（コア）の抽出および他科目との連携が不可欠である。

教養教育と専門教育が重なり合う専門基礎教養では、その教育内容に係る基礎学としての精査が必要である。本来、この領域における教育内容は、自ずと当該学部・学科等のデュプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーによって規定されるべきである。同時に、ここでは関連諸科学のリテラシーを学ぶ貴重な機会となるわけで、具体的なスキルやコンピテンス修得に効果的な教育方法の開発が不可欠である。

専門教育それ自体が教養教育の一翼を担う専門教養教育では、専門教育担当者が共通基礎教育の内容を踏まえた上で、知識やスキルの系統性・順次性に配慮した展開が不可欠である。

### （３）小括

教育研究の古典や戦後の教育改革の中で、教養教育は人間形成と基礎学を担うものとして意義づけられてい

た。また、先行する諸理論に共通することは、社会福祉学を関連・隣接する諸科学との関係の中で定立しようとする論理にある。分析科学としての社会福祉学にとっては、社会科学の認識論が基礎となる。また、実践科学あるいは今日的な設計科学としての社会福祉学にとっては、諸科学の知見を吸収すべく応用科学・学際科学として裾野を広げなければならない。さらに、現代的なレリバンスの視点からいえば、支援科学としての発展が急務である。これらは、関連諸科学を社会福祉学の関連知識・基礎学として位置づける論理である。このことは、何を意味するのであろうか。すなわち、“社会福祉学の問題は、社会福祉学内部の議論だけでは解けない”ということを示唆しているのである。正義に係る議論も、この論理の延長線上にある。

したがって、教養教育と専門教育の有機的連携・接合のためには、①制度とその運営体制（カリキュラムの立案・実行に係る責任体制）。②科目の内容に踏み込んだ評価（開講科目の内容と開設方針に係る評価 - カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの作成）が必要である。この点に関する合意形成の場の一つがファカルティ・ディベロップメント（FD）であろう。その際、ファカルティの範囲は、学部・学科等の準拠集団を超えた機能的集団を以って構成すべきことはいうまでもない。

## 3. 正義論の地平 - 正義の位相

### （１）分配的正義の主な系譜

一般に、分配論的正義の系譜は、ベンサムやミルに代表される功利主義、ロールズに代表されるリベラリズム、サンデルに代表されるコミュニタリアンとして整理される。本稿では、政治哲学における諸理論の真偽を問うことを目的としない。したがって、ここでは、分配的正義に係る諸理論の大まかな特徴を理解することにより、その適用限界を抽出する。

セン（1984：290）は、一つの例話<sup>5</sup>により、分配的正義に係る諸理論の特徴を端的に表現して見せた。すなわち、「3人の男の子A、B、Cが、1本しかない竹製の笛をめぐって争っている。裁定を依頼された人は、この希少な財の配分の正義をどのような情報に基づいて決定するのだろうか」という例話である。この問いに対する回答として、功利主義の立場は、Aは他の2人より笛が上手で、彼が笛を手に入れた場合は吹き手の効用（喜び）と、他の2人の聞き手としての効用の総和が最大化〔最

<sup>5</sup> Sen, A. K. (1984 : 290) *Resources, Values and Development*, Basil Blackwell. なお、訳出については、川本隆史（1995：94 - 95）現代倫理学の冒険 - 社会理論のネットワークへ、創文社。を援用した。

大多数の最大幸福]する。リベラリズムの立場は、Bは3人の中で最も貧しく、玩具をほとんど持っていないことを知って、Bに笛を与える〔もっとも不幸な人の暮らしの改善＝格差原理〕ことにした。コミュニタリアンの立場は、分配にあたり、個人情報よりも3人が所属する共同体がどのような生き方をよしとするか、これまでどのような慣行にしたがって配分がおこなわれていたのかを重視する。センによるリベラリズムの立場は、3人がどのような生き方を選びかつそれをどのように評価しているか(ケイパビリティ＝生き方の幅)を優先する。

敷衍すれば、最大多数の最大幸福を志向するベンサム、ミルの功利主義の立場(ベンサム、ミル＝1967)は、結果的に普遍性の放棄(ある個人にとっての効用の最大化は、他方である個人の犠牲の正当化を招く＝個人の自由な権利の侵害)の上に成立する論理ということになる。この論理の現実的展開として、一定多数の最大幸福あるいは最大多数の一定幸福を志向する修正功利主義の立場がある。その一例がパレースのベーシック・インカム論である(Parijs1995)。この立場は、一見すると現実的展開であるように思えるが、功利主義の論理は本来普遍性を志向するため原理的矛盾に陥ることになる。すなわち、“パレート最適”を超えることができないという倫理的矛盾がつかまとう。功利主義の限界を乗り越えようとしたロールズ(ロールズ＝1979)の立場は、“無知のヴェール”に象徴される「負荷なき自我」(抽象的・普遍的原理志向による他者志向の消去)による公正としての正義を志向する。しかし、その適用限界は、倫理的欠如としてのモラル・ハザードやサービス受給に係る烙印としてのモラル・ディレンマに象徴され、かつての福祉国家の失敗として明白である。負荷なき自我を批判するサンデルは(サンデル＝1992)、正義を善に変換し、「状況の中に位置づけられた自我」による共通善の実現を志向した。この立場は、個人と社会の中間集団として、互助や共助の再構築を志向するが、その志向自体に多文化主義の相対主義への親和性を内在することから普遍的正義の放棄を意味することになる。セン(セン＝1989)によるリベラリズムの立場は、「共感」と「コミットメント」による人間存在の多様性に配慮した平等の実現にむけ、個別的・具体的不正義の除去を志向する。この立場には、分配的正義の適用限界を超える鍵としての他者志向が看取されるが、論理的帰結として分配的正義の域を越えることはできない。

## (2) 交換的正義 - 応答行為と倫理的責任

他者志向の基本原理は、カント(カント＝1960:76)による定言命法に象徴されるものである。すなわち、「人間性を常に同時に目的として用い決して単に手段と

してのみ使用しないように行為せよ」である。この人間は目的であって手段ではないという命令は、自由の相互性すなわち互酬的交換により成立するものである。また、応答行為の問題を美徳から責任の問題へと転換したギリガン(ギリガン＝1985)は、正義の倫理が平等(権利や規則)を前提とするのに対して、ケアの倫理は人間関係における非暴力を前提とすることに着目している。ここに、正義の問題が倫理(他者への共感)へと転換される回路が開けるのである。この点について、宮台(大澤、宮台 2010:55-63)は、ミメシス(模倣・感染・動機)<sup>6</sup>の観点から、「(善きサマリア人を例にとり)非常事態において不条理や理不尽にもかかわらず前に進む人がいるとして、その人に勇気があるという属人的な特質よりも、周囲の状況によって『不条理や理不尽にもかかわらず前に進む』という行動をアフォードされているという側面」(括弧内引用者)と指摘している。

このような立場からの指摘は、近年の日本学術会議の諸提言の中にも散見される。すなわち、契約モデルからヴァルネラブル・モデルへの転換により新たな公共性(ケアリング・ソサイエティ)を志向する提言の中では、「社会が契約によって成立しているというフィクションをいったん忘れることが重要である - 中略 - 契約モデルのように、自らの行為を起点として他者との権利義務関係を結ぶのではなく、ヴァルネラブル・モデルは、『傷つきやすい』他者が身近にいたり、他者の可傷性を察知しやすい条件をもつ人が特別の責任を果たすことを求めるのである」(日本学術会議 2010b:14-5)と指摘されている。また、社会福祉学における「社会的なるもの(互助)」の確立を志向する別の提言(日本学術会議 2010c:16-7)では、社会福祉学は、「(個人と国家を接続する第三領域 - 中間集団 - である)地域社会という舞台をもとに、自助と公助に加えて互助でもって、『社会的なるもの』の復権を目指すことである。 - 中略 - 社会福祉にいう『社会』という語句のもつ意義について改めて問い直すことが求められている」(括弧内引用者)と指摘されている。

## (3) 小括

分配的正義の系譜は、何れの立場に準拠するにせよ、

<sup>6</sup> なお、米本は、この点に触れ、「模倣は『真似る』という表現の持つ主体的な行為なのか、対象からの『感染』という受動的な『引き出される』あり様なのか、あるいは『非日常的な時空への開かれ』であるのか、という問い」を指摘している。米本秀仁(2011:巻頭言)社会福祉教育におけるミメシス、日本社会福祉教育学会誌第5号。

図 資本＝ネーション＝ステートの位相

|  |  |
|--|--|
| 交換様式B：略取と再分配（支配と保護）<br>社会構成体：国家＝政治的国家（福祉国家）<br>権力のタイプ：国家の権力<br>認識論：悟性（考えられたもの）<br>理念：平等⇒分配的正義<br>分析枠組：政治的なるもの      | 交換様式A：互酬（贈与と返礼）<br>社会構成体：ネーション<br>権力のタイプ：贈与による権力<br>認識論：想像力（感性・悟性の総合）<br>理念：博愛あるいは友愛⇒交換的正義<br>分析枠組：社会的なるもの |
| 交換様式C：商品交換（貨幣と商品）<br>社会構成体：資本＝市民社会（市場経済）<br>権力のタイプ：貨幣の力<br>認識論：感性（感じられたもの）<br>理念：自由⇒時として不正義の起点ともなる<br>分析枠組：経済的なるもの | 交換様式D：X（様式Aの高次元での回復）<br>社会構成体：X（アソシエーション）<br>権力のタイプ：神の力（＝至上命令）   |

略取の正当性を担保すべき再分配に係る議論である。その正当化の水準は、「welfareからwell-being」「選別主義から普遍主義」等々の政治的言説として現れる。岩田(2007:25)は、「ヒューマニズムや尊厳は、福祉問題を炙り出す契機となっても、これを解決する義務を社会に強制できない」。寧ろ、「多様化や緩やかな結合の大枠を支える共通の仕組み（新しいミニマム）を明確にしていることではないか（括弧内著者）」(傍点引用者)と指摘している。また、ポパー(1980:662-5)は、「社会のある理想状態をわれわれの一切の政治的行為が貢献すべき目的として選ぶユートピア的方法は暴力を生み出しやすい」と指摘し、「社会変革のための適切な計画だとわたくしが考えるものと、容認できないユートピア的青写真とを区別する、単純な定式または処方箋を示すとすれば、次のようにいえよう。抽象的な善の実現よりは、むしろ具体的な悪を除去するために努力せよ。政治的手段によって幸福を確立するということをめざすな。むしろ、具体的なもろもろの悲惨な状態の除去をめざせ、と。-中略-そして、その悪は除去できるのだと人びとに確信させるよう辛抱よく努めよ」(傍点引用者)と指摘している。

他方、ソーシャルワークは、制度的再分配と異なり、応答行為（互酬的交換）に基づく自発的な相互扶助・慈善事業・博愛事業を源流とする。メイヤロフ(=1987:20)によれば、ケアすることは、その対象が持つ「存在の権利ゆえに、かけがえのない価値を持っていると深く感じる」ことである。この権利を認めることは、自己の欲求を満たすために、他者を手段（道具）として利用することを拒否するカント的な交換的正義を意味する。その今日的展開は、バルネラビリティー（可傷性-具体的な悪の除去）を起点とするボランティア・アクションとしての地域社会（中間集団としての互助）の創生の使命を担うものとして理解される。

### III 考 察

#### 1. 社会福祉学教育における「正義」の位相

柄谷行人は、交換様式の視座から社会構成体を資本＝ネーション＝ステートの枠組みから捉える理論的体系を措定した。柄谷(2010:3)は、「現在の先進資本主義国では、資本＝ネーション＝ステートという三位一体のシステムがある。それはつぎのような仕組みになっている。先ず資本主義的市場経済が存在する。だが、それは放置すれば、必ず経済的格差と階級対立に帰結してしまう。それに対して、ネーションは共同性と平等性を志向する観点から、資本制経済がもたらす諸矛盾の解決を要求する。そして、国家は課税と再分配や諸規制によって、その課題を果たす。資本もネーションも国家も異なるものであり、それぞれ異なる原理に根ざしているのだが、ここでは、それらが互いに補うように接合されている。それらは、どの一つを欠いても成立しないポロメオの環である」ことを描き出した。上記の図（図 資本＝ネーション＝ステートの位相）は、柄谷の所論をもとに、彼の準拠枠を理解する手がかりとなるカントの認識論、伝統的な福祉国家の理念、社会福祉の分析枠組みを加え作図したものである。但し、交換様式Dなるものは、柄谷の想定するオリジナル・ゴールであり、この位相に対する加筆を避けた。

一般に正義に係る言説は、制度的再分配の文脈（交換様式B）として表明される。その主な系譜は、先に概観したとおり、功利主義→リベラリズム→コミュニタリアンの流れとして整序される。さらに、この延長線上に、ケアの倫理が位置づけられている例が散見される。<sup>7</sup>はたして、本当にそれでよいのであろうか。仮に、ソーシャルワークを、人間関係（応答と責任）を重視するケ

<sup>7</sup> 例えば、川本隆史(1995)現代倫理学の冒険 - 社会理論のネットワークングへ、創文社、や今田高俊(2001)意味の文明学序説 - その先の近代、東京大学出版会、などを参照されたい。

アの倫理と同様に、ミメシスにより開かれた応答行為としての倫理的責任（義務）とするならば、それは国家（ステート）を基底とする分配的正義とは異なり、ネーションを基底とする交換的正義の位相（交換様式A）に位置づけられるべきではないか。これが本稿の立場である。したがって、社会福祉学教育には、自発的行為（ネーション）を源流とする「ソーシャルワーク」に対応する交換的正義と、制度的再分配（国家）に端を発する「社会福祉」に対応する分配的正義が混在していることになる。もとより、これらは異なる原理に根ざしたものであるのだが、それらが互いに補うように接合されているのが、いわゆる「現代の社会福祉」である。

## 2. 分配的正義と交換的正義の接合あるいは合流 - ソーシャルワークの社会的再編

本稿でいう「社会福祉」と「ソーシャルワーク」の位相は、かつては政策と技術をめぐる問題として社会福祉本質論争の主題でもあった。予て、筆者は、ボランティアを源流とする「ソーシャルワーク」が、制度的再分配としての「社会福祉」に合流・統合される過程を専門職制の確立過程を跡づける中で、「ソーシャルワークの社会的再編」として描き出したことがある。(志水2005) 専門職制の確立は、1987年の社会福祉士及び介護福祉法や1997年の精神保健福祉士法の成立による国家資格制度化のみを以て説明し尽すことはできない。

米本秀仁（2011：25 - 6）は、社会福祉とソーシャルワークの関係について、①人的配置の合流（援助の職業化と再分配制度適用 - 運用 - 人員の合流→有資格化）、②機能的合流（援助と統制の一体化→規範 - ノーマライゼーション、自己決定 - 等の名における生き方・暮らし方の直接的・間接的・暗黙的・明示的分配）、③制度化による合流（行為原理 - 援助の制度化 - と国家原理 - 再分配の制度化 - の接続）として整理している。

今後、現代の社会福祉の基本的性格について論じる際には、この視点からの解明が必要とされる。しかし、この点についての詳細な展開は、本稿の主題から逸脱するため稿を改め検討したい。

## 3. 分配的正義と交換的正義は両立し得るのか？

正義の格率をカントの定言命法に求めるならば、何れの立場に準拠するにせよ分配的正義（社会福祉）には一定の適用限界があることは自明である。先に指摘したとおり、ソーシャルワークは交換的正義を体現する実践であり、その範例は定言命法を原理とする応答行為である。ここに、いわゆる実践場面（社会福祉とソーシャルワークとの接合・合流）における規範と規範との葛藤の淵源がある。この葛藤は、教育課程の中にも内在化して

いた。すなわち、マクロ的实践を志向する〔現代社会と福祉〕では分配的正義が語られ、ミクロ・メゾ的实践を志向する〔相談援助系科目〕では交換的正義が語られるという一見矛盾する事態である。社会福祉学教育の教育課程が講義→演習→実習に収斂されるとするならば、あらためて指摘するまでもなく具体的な実践場面こそが葛藤の舞台ということになる。この問題に対し、われわれ（教員=研究者）はいかなる態度をとるべきであろうか。

かつて、真田是（1971：10 - 5）は、“福祉労働”を「(国家) 支配階級の規制をその労働を通して実現するという側面」と「(ネーション) 勤労者の生活と健康を守り前進させようとする要求に立って社会福祉を推し進め変革しようとする観点」(括弧内引用者) に挟まれているものとみた。その意味で、福祉労働とは葛藤の集約であると同時に変革の原動力たり得るのであろう。なお、宮田和明（1979：205 - 6）によれば、真田の立場を「従来の諸研究の中では分断されがちであった社会福祉の社会科学的な本質規定（いわゆる政策論）と、具体的な実践活動の技術・方法（いわゆる技術論）とを一つの理論体系の下で『統合』し、社会福祉理論の体系化を一步前進させる上で重要な意味をもつ提起であったといえよう」(括弧内引用者) と評価し、本質論問題を乗り越える方途の一つを示唆した。この地平に立ち、ルソー（ルソー=1962：58）の警鐘を想起したい。すなわち、「人間を通して社会を、社会を通して人間の研究をしなければならぬ。政治学と倫理学を別々に取り扱おうとする人びとは、そのどちらにおいても何一つ理解しないことになるだろう」と。

## 結 語

### - 「社会福祉とは何か」を問い続けることの意味

本稿では、社会福祉学教育が、これからの正義をどう問うべきなのか検討してきた。これまでの検討をとおして、正義を問うことは、結局は原理的問いあるいは学に対する再審問（社会福祉とは何かを問う）であったといえよう。

岩崎晋也（2011：7 - 8）は、この問いは次の2つの要素から生じているとしている。第1の要素は、「社会福祉の援助関係が、援助する者と援助を受ける者の二者関係に閉じこめることができず、社会に開かれた関係であるということ」。第2の要素は、「社会福祉が、新しい課題を発見し、その対象を拡大・変化させてきたこと」であるとしている。さらに、「このように社会福祉は、社会との緊張関係の中で自らの形を変化させてきたのであり、その時々『社会福祉とはなにか』を問い続けることこそが存在要件とも言えるのである」と結論した。



本稿もこの立場を首肯する。殊に、社会との緊張関係への着目が重要である。

では、このことをどのように問うべきなのであろうか。大澤真幸(2011:276)は、「われわれは、どこに向かうべきかについての展望はないとしても、どこに向かつてはならないかということについての、消極的・否定的な目的ならば持っています」と表明している。ここに、われわれが準拠すべき一つの学問的志向として、理念論とは異なる帰納法的な展開の可能性が開かれているとみることができる。ともあれ、何れの立場は採用するにせよ、そこでは自らが準拠する正義の規範が問われることとなる。

## 文 献

岩崎晋也(2011)「社会福祉はなにか序論」岩田正美監修、岩崎晋也編集『リーディングス日本の社会福祉第1巻社会福祉とはなにか-理論と展開』日本図書センター。

岩田正美(2007)『『パラダイム転換』と社会福祉の本質-社会福祉の2つの路線と『制約』をめぐって』『社会福祉研究(100)』鉄道弘済会。

大澤真幸、宮台真司(2010:55-63)『『正義』について論じます』『Monthly THINKING O第8号』左右社。

大澤真幸(2011)『『正義』を考える-生きづらさと向き合う社会学』NHK出版。

柄谷行人(2010)『世界史の構造』岩波書店。

カント・篠田英雄訳(1960)『道徳形而上学原論』岩波文庫。

京極高宣(1987)『福祉専門職の展望-福祉士法の成立と今後』全国社会福祉協議会。

京極高宣(1995)『社会福祉学とは何か-新・社会福祉原論』全国社会福祉協議会。

ギリガン・岩男寿美子監訳(1985)『もうひとつの声-男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店。

孝橋正一(1969)『社会科学と社会事業』ミネルヴァ書房。

国際ソーシャルワーク学校連盟(IASSW)・国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)・社団法人日本社会福祉教育学校連盟(2009)『ソーシャルワークの定義、ソーシャルワークの倫理:原理についての表明、ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準』相川書房。

真田是(1971)「社会福祉理論研究の課題」『社会福祉研究第9号』鉄道弘済会。

サンデル・菊池理夫訳(1992)『自由主義と正義の限界』三嶺書房。

嶋田啓一郎(1980)『社会福祉体系論』ミネルヴァ書房。

〔初出・嶋田啓一郎(1960)社会福祉と諸科学-社会福祉研究の方向を求めて。日本社会福祉学会編『社会福祉学1(1)』全国社会福祉協議会。(所収).〕

志水幸(2005)「社会福祉の理念と概念-現代社会福祉はどのように形成されたのか」足立叡編『新・社会福祉原論』みらい。

社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会監修(2009)『改訂版社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集』第一法規。

社団法人日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門教育委員会編(2010)『コア・カリキュラムに関する資料集』。

社団法人日本社会福祉士会編(2009)『改訂 社会福祉士の倫理-倫理綱領実践ガイドブック』中央法規。

セン・大庭健、川本隆史訳(1989)『合理的な愚か者-経済学=倫理的探究』勁草書房。

塚本哲(1972)『社会福祉原理論』ミネルヴァ書房。

日本学術会議・社会学委員会・社会福祉学分会(2008)「提言 近未来の社会福祉教育のあり方について-ソーシャルワーク専門職資格の再編に向けて」

日本学術会議・日本の展望委員会・知の創造分科会(2010a)『提言21世紀の教養と教養教育』

日本学術会議・日本の展望委員会・個人と国家分科会(2010b)「日本の展望-学術からの提言2010現代における《私》と《公》、《個人》と《国家》-新たな公共性の創出」

日本学術会議・社会学委員会・社会の展望分科会(2010c)「日本の展望-学術からの提言2010社会学分野の展望-良質な社会づくりをめざして:『社会的なるもの』の再構築」

Philippe Van Parijs, (1995) *Real Freedom for All, What (if anything) can justify capitalism*, Clarendon Press, Oxford.

ベンサム、ミル・関嘉彦責任編集(1967)『世界の名著38-ベンサム/J・S・ミル』中央公論。

ポパー・藤井隆志、他訳(1980)『推論と反駁-科学的知識の発展』法政大学出版局。

宮田和明(1979)「『新政策論』論争」真田是『戦後社会福祉本質論争』法律文化社。

三好豊太郎(1935)「社会事業教育の意義と内容と分野」中央社会事業協会社会事業研究所『社会事業(18)』

メイヤロフ・田村真他訳(1987)「ケアの本質-生きることの意味」ゆみる出版。

米本秀仁(2011)「社会福祉とソーシャルワークの関係原論(覚書)」『一般社団法人日本社会福祉学会第59回春季大会資料集』

ルソー・今野一雄訳(1962)『エミール(中巻)』岩波書店。

ロールズ・矢島鈞次監訳(1979)『正義論』紀伊國屋書店。

# Social Work Education and Justice

Koh SHIMIZU